

市民意見及び本市の考え方

① 既に意見の趣旨がプランに盛り込まれているもの

NO.	区分	市民意見の要旨	本市の考え方
1	第1章 「総論」(基本理念)に関するもの	地域共生社会をつくる地域福祉実践について夢や希望など理想を語る間は認識者なので綺麗ごとを言っていれば聞こえが良い。認識者から葛藤や心労を伴う実践者としての議論・対策・評価に舵を切り真の地域共生社会を築いていかねばならない。	御指摘いただいた点を踏まえ、第8期プランの基本理念として掲げる「地域共生社会」の実現に向け、各種施策を推進していきたいと考えています。
2	第1章 「総論」(高齢者を取り巻く環境等)に関するもの	記載のグラフ等の資料名が、「本市作成」のものがほとんどとなっているが、計画のPDCAをしっかりとするためにも、参照する資料名は、詳細に記載することが望ましい。	素案のP6～12に掲載しているグラフは、本市において推計等を行った上で作成していることから、「本市作成」としているものです。
3	第1章 「総論」(重点施策Ⅰ)に関するもの	団塊の世代が高齢化する将来に備えて、介護や認知症対策として、公共の高齢者施設で、100歳体操やいきいきサロン等の活動がしやすい財政的支援や体制づくりがあれば良いと思う。	本市では、老人福祉センター、老人いこいの家、老人集会所、老人集会施設、老人運動広場といった、高齢者が無料で優先的に利用できる施設を多数設置することにより、高齢者交流サロンやいきいき100歳体操をはじめとする各種の活動の場を確保しています。また、健康づくり活動などを行った場合に奨励金の支給対象となる高齢者いきいき活動ポイント事業において、スポーツセンターなど一部の公共施設で行う活動も対象としており、今後も、頂いた御意見も参考に、高齢者の健康づくり・介護予防に積極的に取り組みます。
4	第1章 「総論」(重点施策Ⅰ)に関するもの	老人集会所で集ってお話をしたり、ゲームや軽い体操もしたら良いと思うが、今はコロナで大変な時なので何もできない。少しでも家にいないで外に出ること、元気にいつまでも楽しく過ごせること、友達を多く作ることだと思う。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、高齢者交流サロンやいきいき100歳体操等の活動の場における取組が継続できるよう、実施に当たっての留意事項の周知や新しい生活様式の下での活動の支援を行うとともに、自宅で過ごす時間が長くなっても健康を維持できるよう、自宅でできる取組について必要な情報を提供しているところです。引き続き、頂いた御意見も参考に、高齢者の健康づくり・介護予防に積極的に取り組みます。
5	第1章 「総論」(重点施策Ⅰ)に関するもの	全体的に、元気な高齢者への思い切った対策、元気な方が元気をより継続するための施策(高齢者いきいき活動ポイント事業のような施策)があればよいと思った。要介護者への対策が手厚いのは、当然だと思う。要介護者への財源と比べて、元気な高齢者への対策にはあまり財源は必要ではない。	本市としても同様の認識を持っており、高齢者いきいき活動ポイント事業をはじめ、高齢者交流サロンや地域介護予防拠点の運営支援などの高齢者の通いの場づくりなどにも取り組み、高齢者の健康づくりと介護予防の更なる促進を図ってまいりたいと考えています。
6	第1章 「総論」(重点施策Ⅱ)に関するもの	地域の助け合い(ごみ出しなど)がもっと活発になるよう、普段から顔の見えるご近所のつながりが強くなるようにしたい。	本市では、御意見の趣旨に沿った取組として、地域団体やNPO、ボランティア団体等の多様な主体がごみ出し等の生活支援を提供する「住民主体型生活支援訪問サービス」を実施しています。また、住民同士が支え合い、安全・安心に暮らすことができる地域を作り、持続可能な地域社会の実現を図ることを目的として、新たに、地域コミュニティ活性化に向けたビジョンを策定することとしており、同ビジョン策定後は、これに基づいて効果的に取組を進めてまいりたいと考えています。

NO.	区分	市民意見の要旨	本市の考え方
7	第1章 「総論」(重点施策Ⅱ)に関するもの	町内会は、直接事業・補助事業を推進するためのボランティア団体である。「住民が相互に支え合う」ための支援活動には、人材の確保・担い手の拡大が必要であり、担い手不足解消に向けての、行政の支援助成が必要と思われる。	第8期プランでは、基本理念に、新たに、「住民が相互に支え合い行政がそれを支援することにより」という考え方を加えており、本市としてはこうした考え方の下、例えば、高齢者による地域の支え手となる活動などの実績に応じて奨励金を支給する高齢者いきいき活動ポイント事業を推進するなど、担い手の確保につながる取組を効果的に行っていききたいと考えています。
8	第1章 「総論」(重点施策Ⅱ)に関するもの	高齢者施策推進プランを実行するに当たって、重点施策は非常に良く設定されていると思う。この施策を地域で実行するためには、社協に対して、人・物・金等、行政のバックアップが必要であると感ずる。	特に重点施策Ⅱ「見守り支え合う地域づくりの推進」において重要な役割を担う地区社会福祉協議会を支援する市社会福祉協議会に対し、必要な支援を行うことにしています。
9	第1章 「総論」(重点施策Ⅱ)に関するもの	本素案は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる先まで見据えて策定された素晴らしい内容であり、絶対貫徹してもらいたい。そのために、次の2点について、特に配慮願いたい。 ① 本案のPRの徹底 民生委員等地域福祉に携わる方は、理解されていると思うが、我々一般市民は、本素案ほどの必要性は考えてなく、例えば「担い手の養成」とか「住民主体型生活支援」などと言われても、その必要性が理解できない。したがって、一般市民が共助の必要性が理解できるまで、本素案を徹底的にPRしてほしい。 ② 地区社協のバックアップ体制の確立 本素案ほどの重要な仕事をしてもらうのであるから、核となって企画運営をする社協に、せめて事務専従者1名程度が置ける程度の財政補助を検討願いたい。	①プラン策定後は、例えば、プランの内容を分かりやすくまとめたチラシの配布や市政出前講座の実施、各種施策を推進することなどにより、プランについて広く周知を図っていききたいと考えています。 ②市・区社会福祉協議会との連携の下、地区社会福祉協議会が地域の生活課題に関する相談を包括的に受け止めることができるよう、活動拠点に常駐スタッフを配置する経費を補助します。
10	第1章 「総論」(重点施策Ⅱ)に関するもの	地域住民が運営するサロンなどは、限られた人数で運営されており、運営の継続や新たな交流の場の設置が難しい状況であると思う。運営に携わる人の確保についての支援が必要であると思う。	本市では、地域のニーズと社会資源のマッチングなどを行う生活支援コーディネーターを各区に配置し、サロン実施団体に対する研修会などを通じた人的負担軽減につながるノウハウの提供やサロン運営の担い手の確保に向けた取組を行っています。引き続き、頂いた御意見も参考に、効果的なサロン運営に対する支援を行っていききたいと考えています。
11	第1章 「総論」(重点施策Ⅱ)に関するもの	高齢者支援活動の担い手の拡大について、65歳以上の高齢者を対象としたアンケートから、何かあった時に相談する相手がいないという方が3割とある。将来、例えば、5年10年後に、果たして担い手がいるのか。 社協の担い手も、段々高齢化して家に留まることが多くなり、代わって支援しようという担い手は少ない。我が地区社協もボランティアなどが結構おられるが、そのほとんどが75歳以上である。	第8期プランでは、基本理念に、新たに、「住民が相互に支え合い行政がそれを支援することにより」という考え方を加えています。本市としてはこうした考え方の下、高齢者による地域の支え手となる活動などの実績に応じて奨励金を支給する「高齢者いきいき活動ポイント事業」や、地域団体やNPO、ボランティア団体等の多様な主体が、本市の補助を活用しながら、高齢者に対してごみ出し等の生活支援を提供する「住民主体型生活支援訪問サービス」を推進するなど、担い手の確保につながる取組を効果的に行っていききたいと考えています。
12	第1章 「総論」(重点施策Ⅲ)に関するもの	介護予防・フレイル対策など、健康づくりの促進が大切だと思うが、介護が必要になった場合の、介護サービスの向上(介護設備の充実)、介護士のレベル向上(待遇の改善)、このための費用の手当(介護保険料のアップは大変であるがやむを得ない)に力を入れる必要があると思う。	第8期プランでは、前期に引き続き、「質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進」を重点施策の一つに掲げており、特別養護老人ホーム等介護サービス基盤の整備や、介護サービスの質の向上、介護人材の確保・育成に向けた取組を行うこととしています。

NO.	区分	市民意見の要旨	本市の考え方
13	第1章 「総論」(重点施策Ⅲ)に関するもの	高齢者関係施設の職員の給料が極めて安く、資格を持っていても生活が成り立たない。	介護人材の確保・定着促進のためには、賃金面での処遇改善が欠かせないと考えています。このため、介護報酬について、将来にわたって質の高い介護人材を安定的に確保し、継続した介護サービスが提供されるよう、適切な単価を設定することを国に対して要望するとともに、事業所における処遇改善加算の取得を促進する取組や、「保育・介護人材サポート」事業による福利厚生面での処遇改善の事業を実施しており、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えています。
14	第1章 「総論」(重点施策Ⅴ)に関するもの	重点施策の推進では、認知症の人やその家族を支援する活動の拡大が重要課題と思う。認知症については、自身の家族が経験した最も難しい問題でもあり、我が身や家族がいつ発症するか分からない。また、多くの家庭で既に頭を悩まし心身とも苦慮されているという話を耳にしている。その家族にしか分からない解決しにくい難しい問題と思う。今後、支援体制づくりにつなげる施策を期待する。	頂いた御意見のとおり、認知症の人やその家族に対する支援活動は非常に重要であると認識しています。認知症の人と家族にやさしい地域づくりに向けて、第8期プランに掲げる各施策を着実に推進していききたいと考えています。
15	第1章 「総論」(重点施策Ⅴ)に関するもの	認知症に対する偏見を取り除くための普及啓発を全世代間で推し進めるとともに、医療が必要になった場合の生活支援に関するニーズを正確に把握するため、支援者を育成すること、また、医療と福祉が一体となって認知症の程度に応じた支援を提供できるよう支援者及び支援機関の資質向上に努めることを望む。	認知症に関する正しい知識の普及、認知症の人とその家族への支援に関するニーズの把握及び医療・介護関係者の認知症対応力の向上は、認知症施策を進める上で必要な観点であると認識しています。頂いた御意見も踏まえながら、認知症の人と家族にやさしい地域づくりに向けて、本プランに掲げる各施策を着実に推進していききたいと考えています。
16	第1章 「総論」(重点施策Ⅰ～Ⅲ)に関するもの	重点施策とする「健康づくり」「地域における見守り」「介護サービス」の体制づくりは、これまでの取組に増して行政の確固たる指導とともに、諸団体(社会福祉協議会・地域包括支援センター・地区自治会)が関わる影響は大きく、担い手となる人材確保と質の高い人材育成が早急に求められる。また、将来を見据え安定した体制づくりを実現するためには、行政の強いバックアップ(指導&予算化)こそが必要である。	第8期プランでは、地域における介護予防や見守りなどに取り組んでいる地区社会福祉協議会を中心とした地域福祉関係団体と連携の下、重点施策とする「健康づくり」「地域における見守り」に係る体制づくりを推進するとともに、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりを推進していききたいと考えており、行政として必要な支援を行っていききたいと考えています。
17	第1章 「総論」(重点施策Ⅰ・Ⅱ)に関するもの	地域は通信情報機器が伸展する中で、個人化の傾向が強く共同意識は薄れてきている。これまでの諸施策の達成度を明らかにしながら、次の施策を構築すること。 ・地域の選ばれたリーダーは家庭をも犠牲にしながらか課題解決に努めているため、人的支援(スタッフ)の強化を図る。 ・地域の2人に1人は高齢者であり、高齢者が主役社会であるため、高齢者の受け皿的施策を強化し、元気な高齢者の活性化対策をすすめる。	本市では、高齢者の健康づくり活動やボランティア活動を奨励する高齢者いきいき活動ポイント事業の推進などにより、高齢者の社会参加を促進し、健康増進とともに地域の担い手の確保に効果的に取り組んでいるところであり、頂いた御意見も参考としながら、こうした取組を進めていきたいと考えています。また、第8期プランでは、重点施策Ⅱ「見守り支え合う地域づくりの推進」の成果目標として「高齢者支援活動の担い手の拡大」を設定しており、目標達成に向けて取り組んだ施策の成果を確認しながら、着実に取組を進めていききたいと考えています。
18	第2章 「各論」(施策の柱1)に関するもの	高齢者は、働くことにより、生活の糧を得、生きがいも求めることもでき、自立した生活もできる。特に65～75歳位の人はずっと働きたいと考えているのではないか。企業のほとんどが60歳定年、65歳再雇用打ち切りである。まずは、高齢者の雇用の充実を図ることが重要であると思う。	第8期プランでは、御意見と同様の趣旨で、「就業などの社会参加の促進」を取組項目の一つとして位置付けており、高齢者の就業やその他の社会参加活動を推進している市シルバー人材センターを支援するなど、各種施策の実施により、高齢者の社会参加を促進していききたいと考えています。

NO.	区分	市民意見の要旨	本市の考え方
19	第2章 「各論」(施策の柱1)に関するもの	新型コロナウイルス感染症拡大防止強化対策の最中、区内の福祉センターにおいては、連日、不安を抱えた独居高齢者が誰かと話をすることを目的に来館される。施策の柱「高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進」において、年代の異なる地域住民とのコミュニケーションを図るといった内容を入れることも検討してほしい。	頂いた御意見は本市としても重要な観点であると考えるため、御意見の趣旨に沿った取組として、高齢者同士、あるいは、高齢者と地域住民とのふれあいや交流の場である地域高齢者交流サロンの設置・運営を促進することをプランに記載しています。
20	第2章 「各論」(施策の柱1)に関するもの	脳の老化防止のために、高齢者が地域でつながれるような活躍の場を整備する必要がある。外出の機会が多くなれば、運動機能の衰えをも防ぐことが期待できる。したがって、脳の老化防止に関する地域における啓発は行われることが望ましい。	本市では、御意見の趣旨に沿った取組として、高齢者のふれあいや交流の場である地域高齢者交流サロン設置・運営の促進、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備を促進することとしており、頂いた御意見も踏まえながら、今後、施策を推進していきたいと考えています。
21	第3章 「介護サービスの量及び介護給付に係る費用の見込み等」に関するもの	特別養護老人ホーム、グループホーム等の増床が謳われているが、医療が受けられる施設定員は減少している。医療保険で介護部分まで見るならばいいが、特養では看護しきれないものと思われる。医療の必要な入所者の行き場について、考慮していただきたい。	第8期プランでは、医療的ケアが必要な方のための入所施設である介護医療院について、現行の介護療養型医療施設からの転換のほか、医療療養病床からの転換も見込んでいます。
22	第3章 「介護サービスの量及び介護給付に係る費用の見込み等」に関するもの	第8期プランの介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の定員増計画が180人であり、第7期プランの380人と比較して大幅減となっている。令和2年4月現在の特養待機者数が約3,200人と聞くが、待機期間が1年以上になる実態を解消できるのか疑問である。また、第7期が特養増床計画に対し185人未達成であり、第8期の計画が第7期の執行残をも消化できないことを意味する。有料老人ホーム・サ高住は、入所費用月額20万円以上の所が多い実態があり、低所得の高齢者が介護難民になる危機に陥る。低所得の方も入所できる特養を大幅に増設する必要がある。	介護サービスの提供体制については、サービスに係る給付費の半分を保険料で賄う保険制度である以上、保険料負担と給付のバランスを適正に取りながら、必要なサービスを必要な人に提供できるよう、計画的に整備を進めていくことが肝要です。特養については、令和2年4月現在で、3,220人の入所申込者がいますが、将来的に入所が必要となる場合に備えて早めに申し込みを行っている方や、医療的なケアが必要であるため特別養護老人ホームでは対応が困難と思われる方も多いため、申込者の入所の必要性をしっかりと見極めながら、整備計画を立てる必要があると考えています。こうした考えに基づき、第8期においては、中重度の要介護認定者の増加見込みを踏まえるとともに、入所の必要性が高い希望者が早期に入所できることを目指しつつ、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の増加見込みや周辺市町における特養入所ニーズの減少傾向を勘案して、第8期計画期間中に、既存施設の増床も含めて、定員180人分の整備を見込んだものです。
23	その他	保険者機能強化のインセンティブに向けた目標指標はどれか。	保険者機能強化推進交付金の評価項目は、各市町村が行う自立支援・重度化防止や介護給付の適正化の取組状況（取組の有無や内容）を評価するものであり、プランに掲げている成果目標や数値目標と一致するものではありませんが、重点施策Ⅰの「地域介護予防拠点の参加者数の増加」や重点施策Ⅲの「ケアプラン点検の計画的な実施」のように、同交付金の評価項目についてプラン中に数値目標を設定しているものもあります。
24	その他	孤立した高齢者が多いことが気になる。少しずつか一気か分からないが、全ての人々が上手く行ってほしい。	高齢者の孤立を防ぐためにも、基本理念に掲げるとおり、全ての市民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合い、住民が住み慣れた地域で持続的に生活できる「地域共生社会」の実現を図っていききたいと考えています。

NO.	区分	市民意見の要旨	本市の考え方
25	その他	同じ広島市民ではあるが、中心部と山間部での格差に不公平を感じる。 これからの在宅医療の充実、認知症に対する支援、交通網等に不安を感じており、健康対策事業と山間部の活動支援（過疎地の活性化）をお願いしたい。	本市では、国が示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、中学校区を基本に39の日常生活圏域を設定しており、プランの推進に当たっては、日常生活圏域ごとの地域バランス等を考慮しながら、取り組んでいきたいと考えています。
26	その他	プランの基本理念に近づけるためにも、高齢者いきいき活動ポイント事業を一人でも多くの人に活用してほしい。	高齢者いきいき活動ポイント事業については、昨年9月から対象年齢を65歳以上に拡大するなど、より多くの高齢者が事業に参加できる環境づくりに取り組んでおり、今後もこうした取組を通して、基本理念に掲げた「持続可能な地域共生社会」の実現を図っていきたいと考えています。
27	その他	地域の関係者や高齢者の家族が理解しやすい内容にして公表してほしい。	プラン策定後は、プランの内容を分かりやすくまとめたチラシを配布することなどにより、プランについて広く周知を図っていきたいと考えています。

② 個別具体の取組に対する意見などであり、今後の事業推進に当たって参考とするもの

NO.	区分	市民意見の要旨	本市の考え方
28	第1章 「総論」(重点施策Ⅰ)に関するもの	頭の活性化のため、①パソコン・スマホの無料講習の受講、②集会所でのカラオケ・千羽鶴作り・かるた会(百人一首)をすることが良いと考える。また、外に出て、①グラウンドゴルフ・ペタンク等、②貸し農園の利用、③公園等で花壇作り・ガーデニング造りをすることが良いと考える。	頂いた御意見については、高齢者の健康づくり・介護予防の施策を実施又は検討する上での参考とさせていただきます。
29	第1章 「総論」(重点施策Ⅱ)に関するもの	地域包括支援センターは医療法人に委託しないでほしい。	地域包括支援センター業務を委託している法人は公募により選定しており、法人の種別にかかわらず、適切、公正かつ中立な業務の運営を確保しています。地域包括支援センターを利用される方々に満足いただけるよう、サービスの更なる質の向上に努めてまいります。
30	第1章 「総論」(重点施策Ⅰ～Ⅴ)に関するもの	重点施策について、高齢者を介護した経験や民児委員などをやっていた経験から感じたことは、以下のとおり。 ・家族はどの程度の負担があるのか。 ・地域で同じ人が多数の役を担っているのではないのか。 ・在宅でとあるが、訪問介護があっても、24時間介護を要する状態の場合、在宅は可能なのか。家族が居てのことになるのではないのか。 ・デイサービスといっても、収入が少ないと100%の利用は不可能である。	頂いた御意見については、関係課で認識を共有し、重点施策を実施又は検討する上での参考とさせていただきます。
31	第1章 「総論」(重点施策Ⅰ・Ⅱ)に関するもの	地域高齢者交流サロン等の運営資金の交付金の期間が最長3年であることが問題である。場所代と空調関係の経費は必ず要る。今後は受益者負担がかなり膨れることになり、参加者がずいぶん減ることになりかねない。世話人も受益者も末長く安心して持続できるサロンにするべく金銭的応援を願いたい。	住民主体の取組である地域高齢者交流サロン・地域介護予防拠点(以下「サロン等」といいます。)の補助金交付期間は、新たなサロン等の立ち上げ及び自立した継続運営を促進する観点から、3年を限度としています。令和2年度からは、補助金交付団体のみならず補助期間終了団体や補助未申請団体も含め、新たに、サロン等の活動に必要なレクリエーション用品等の貸出しを開始したところであり、こうした取組も組み合わせ、今後も幅広く団体の活動を支援していきたいと考えています。
32	第2章 「各論」(施策の柱1)に関するもの	施策の柱1「高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進」の一つとして、各家庭の玄関でプランターでの花づくりを行うことにより、近隣との交流につながると思う。家から出ていく人はいいが、家から出ない人もかなりいる。	第8期プランでは、「外出・交流の促進」を取組項目の一つとして位置付け、高齢者のふれあいや交流の場である地域高齢者交流サロンの設置・運営を促進するなど、各種施策に取り組んでいきたいと考えており、頂いた御意見は、こうした施策を進める上で参考にさせていただきます。
33	第2章 「各論」(施策の柱3)に関するもの	両親は介護予防サービスを使っており、福祉用具はとても役に立っている。デイやヘルパーについては、自分で事業所を選ぶのではなく、医師に言われて行っているため、結局長続きしない。医院が介護保険サービスの選定に関与しようとするのはやめさせた方がよいと思う。	要支援者のサービス利用については、地域包括支援センターのケアマネジャー等により、利用者の心身の状態等を把握し、課題を分析した上で、介護予防のための目標設定や支援内容を利用者・家族とサービス担当者を含めて検討することになっています。利用者の状況によっては、かかりつけ医師等の専門的な意見を含めて、利用者の自立支援に資する適切なサービス提供がなされるよう、ケアマネジメントの質の向上に努めてまいります。
34	第3章 「介護サービスの量及び介護給付に係る費用の見込み等」に関するもの	介護保険料の段階が多段階となっているが、所得額200万円と300万円の境界は、210万円、320万円に変更しないのか。そのボーダーライン上にいる高齢者については、国の制度改正以上の値上げ幅になるものと思われる。	12月に公布された政令改正により、第8期では、平成30年度の税制改正の影響により介護保険料の算定に関して被保険者に不利益が生じないようにするための特例措置を講じることとされたことから、保険料の段階を区分する基準所得金額は変更しないこととしています。

NO.	区分	市民意見の要旨	本市の考え方
35	第3章 「介護サービスの量及び介護給付に係る費用の見込み等」に関するもの	特養については、広域型ではなく、地域密着型での増床はしないのか。市内に施設をつくっても、市民を優先しないのであれば、入所定員の何割程度が広島市民向けなのか、よく分からない。	地域密着型特養については、採算性の問題などから、事業者の参入が見込めないため、第8期中の整備を見込まないこととしています。なお、市内の広域型特養の定員数に対する広島市の被保険者の利用率は約9割となっていますが、第3章に記載のとおり、周辺市町の特養入所ニーズが減少傾向であることから、この利用率は今後上昇するものと見込んでいます。
36	その他	ボランティアで人の時間と労力を搾取するのではなく、労働に見合った報酬を与えられるように、国にもっと訴えかけてほしい。そうしなければ、現在、働いている人は、地域社会への活動に対して参加したくても参加できない。重ねて、社会保障費は社会保障財源として必要とされるものではない。政府支出を行う際には国民から税や社会保障費を財源として徴収する必要はない。	ボランティア活動は、個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されることを目的として行われるものであると考えています。こうした中、本市では、平成29年度から国の補助等を活用しボランティア活動等を奨励する「高齢者いきいき活動ポイント事業」を実施しているところであり、頂いた御意見は今後施策を検討する上での参考とさせていただきたいと考えています。
37	その他	10年前から父母と同居し介護をしている。1年前、認知症の母を亡くした。仕事と介護の両立ができず苦しんだ。自分が年をとったら、基礎年金だけでどうなるのだろうと悩む。社会に意見する力もなく、もっと計画的に介護していく制度ができればと思う。	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者本人への支援とあわせて、高齢者を介護する家族等の負担軽減も図る必要があります。頂いた御意見も参考にしながら、介護が必要な人へのサービス提供体制と介護者への支援の充実に向け施策を推進していきたいと考えています。